

豊島区社会的養育推進計画(案)の概要

資料3-2

令和7年3月19日
第32期青少年問題協議会第7回定例協議会・
第6期第4回子ども・子育て会議・
第4期第6回子どもの権利委員会 合同会議

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

○ 策定の目的

児童相談所を設置する自治体として、社会的養育(※1)の推進・充実に向けた基本的な考え方と、今後の取組の方向性を明らかにする。

○ 背景

・児童福祉法改正(平成28年、令和4年)

子どもが権利の主体であること、家庭養育優先原則、家庭及び養育環境の支援強化、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進を明記

・新しい社会的養育ビジョン(平成29年)

改正児童福祉法の理念具体化のための目標と工程を提示

→社会的養育推進計画の策定(策定主体:都道府県、政令市、児童相談所設置市(区))

【計画の理念】

社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により、子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず全ての子どもの最善の利益を守る豊島区の実現

【基本方針】

①母子保健部門から児童福祉部門までの一貫した支援体制により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、良好な親子関係の維持と適切な家庭養育をサポートします。

②社会的養護においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に、家庭または家庭的環境での養育と個々のニーズにかなったケアを推進しつつ、子どもが長期的に安定したつながりのもとで安心して成長できるよう取組を進めます。

○ 計画期間

令和7年度から令和11年度

○ 検討体制と進捗管理

- ・児童福祉審議会に諮問し、臨時部会(社会的養護経験者等に委員を委嘱)にて検討
- ・施設・里親のもとで暮らす子ども、社会的養護経験者、里親等へのヒアリングやアンケートを実施
- ・計画策定後は社会的養護経験者等を交えた点検・評価を毎年度実施し、児童福祉審議会に報告

※1 全ての子どもの胎児期から自立までを対象とし、社会全体で子どもの養育に責任を持ち、支援すること。
なお、「社会的養護」とは、保護者のない子どもや、保護者による養育が困難な子どもを、公的責任で保護、養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

第2章 豊島区の状況

○ 児童人口の推移と今後の推計

児童人口(0~17歳)は、令和元年に3万人を超え、令和7年以降も概ね横ばいで推移の見込み。



○ 代替養育(※2)のもとで育つ

児童数:108人(令和5年度末)

○ 相談・通告受理件数(令和5年度)

相談・通告先	新規受理件数	うち、虐待該当
児童相談所	1,185件	741件
子ども家庭支援センター	600件	375件

○ 一時保護所入所率(R4年度～R5年度)

	幼児	学齢男児	学齢女児	合計
	61.7%	137.7%	121.7%	107.0%

○ 代替養育を必要とする児童数の推計

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
102人	103人	105人	108人	111人

○ 里親委託率目標(令和5年度実績→11年度目標)

	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計
	23.1% →35.7%	56.3% →66.7%	28.6% →32.9%	32.3% →38.7%

※3 「社会的養護」のうち、保護者と離れて暮らす子どもに提供される、里親や施設などによる養育のこと。

第3章 基本方針を実現するための取組

■1 社会的養護を必要とする子どもの権利擁護の推進

- 児童相談所における意見聴取の適切な実施
- 意見表明等支援事業（子どもアドボカシー事業）の本格実施
- その他の権利擁護環境の整備（子ども自身による児童福祉審議会への申立て制度等）

【評価のための指標例】

No.	指標	現状値(※) (令和6年度)	目指す方向 (令和11年度)
1	自分の気持ちや意見を「たくさん聞いてもらえる」と思う子どもの割合	50.9%	↗ (増加)
2	自分の気持ちや意見が「大切にされている」と思う子どもの割合	58.5%	↗ (増加)
3	心配なこと、困っていることなどを聞いてくれる人が「いない」、「だれにも話さない・話したくない」と思う子どもの割合	17.0%	↘ (減少)
4	安心できる場所、ここにいたいと思える場所を「いま住んでいる施設」または「いま住んでいる里親の家（ファミリーホームを含む）」と思う子どもの割合	施設 56.4% 里親 75.0%	↗ (増加)

※児童養護施設、里親家庭・ファミリーホームで暮らす児童へのアンケート結果による

■2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実

- 支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制整備（こども家庭センター等）
- 家庭支援事業の強化
- ヤングケアラーへの支援推進

■3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障（※）に向けた取組

- 児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化
- 親子関係の再構築に向けた取組の拡大
- 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

※家族関係を基礎とした長期的に安心して暮らせる場を保障すること。親族による養育や特別養子縁組など。

■4 一時保護児童への支援体制の強化

- 安心して生活できる環境の整備
- 適切な運営に向けた取組
- 通学・学習支援の整備
- 一時保護所職員の資質向上
- 家庭養育優先原則を踏まえた一時保護委託先の確保

■5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

- 里親・ファミリーホームへの委託推進の取組
里親数增加の取組、親族里親制度の活用等
- 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
リクルート活動の推進、ケアニーズの高い子どもの委託推進環境づくり、未委託家庭の解消、フォースタリング機関（里親及び里親委託児童への包括的支援機関）のさらなる活用、委託児童への支援強化

【評価のための指標例】

指標	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親	22家庭	25家庭	28家庭	32家庭	35家庭	38家庭
	うち、専門里親	2家庭	1家庭	1家庭	2家庭	2家庭	3家庭
	養子縁組里親	12家庭	14家庭	16家庭	18家庭	20家庭	22家庭

■6 社会的養護経験者等への自立支援の推進

- 自立前から自立後までの切れ目のない相談支援と区独自の経済的支援の両輪による支援
- 公的支援につながって来なかった若者も含む対象者への事業周知、支援体制の整備
- 児童自立生活援助事業を実施する里親等への支援

■7 区内における社会的養育充実のための施設のあり方

- 区内における施設養護の必要性
 - 家庭養護推進に向けた里親家庭への支援強化の必要性
 - 一時保護委託の受け入れ先確保の必要性
 - 家庭養育への支援体制強化の必要性
- ➡ 里親と里親委託児童への支援機能を持ち、地域における施設養護や家庭支援ニーズに対応可能な、多機能型児童養護施設を区内に整備することが望ましい

■8 児童相談所の体制強化

- 職員一人一人のスキルや経験に応じた効果的な人材育成、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得推進
- 指導教育を担う職員の育成、職員の精神的ケア
- 都内での児童相談所新設等を踏まえた都や各区との連携・協力